



# 統伝教) 教訓・今後の対応(回答から抜粋)

※教団掲載順は文化庁「宗教年鑑」に準拠

み	設問11 宗教関係団体の復興への国・行政への支援	設問12 東南海・南海大地震への備えと対応
被災地 大震災 、東日 ンケー 定め、 被災児	回答なし	岡山市北区に本部があるAMD A (アムダ・The Association of Medical Doctors of Asia・災害や紛争で被災した地域に医療保健衛生分野を中心に緊急人道支援活動をしているNPO)の災害時の拠点として活動すべく、現在79カ寺を認定。
は状況 のケ 被災者 誦歌教	教団内では甚大な被害を被った寺院は少なかったが、今後のことを鑑みると政教分離論議の影響は大きい。また、復興支援活動に対しても、行政による宗教排除により十分な活動ができないことが多い。その点もふまえて、国・自治体は地域文化の核である寺社教会への支援は、被災者のケア、また地域の自立復興として捉え今後対応いただきたい。	高野町との災害協定は既に締結済み。各地域で備蓄事業を行い、受入寺院と協定を結んでいる。全国の寺院にアンケートを行い、災害時の施設提供などについて把握し、各宗務支所に通達している。前述の諮問委員会の提言に基づき、今後の大災害に対する人材育成、組織改革に取り組んでいく。防災士、災害コーディネーターの養成。
慰霊法 災害復	災害対策支部からの被災地及び被災寺院の情報を災害対策室で集約し、災害対策本部と災害復興支援委員会などで支援を検討する。また、国・自治体の支援については、全日本仏教会と協力しながら進めていく。	通信機器などの支障により、被災地の情報収集や支援活動が困難になったことから、防災組織の活動や防災マニュアル整備が重要であると考え、災害復興支援委員会で支援策を検討している。
生活を れてい えてい いて寺 ある。	震災発生当初から、宗教者がボランティア等を通じて檀信徒に限らず多くの被災者の心の安堵に貢献したことなど、人に対する精神的な支援を鑑みると、優先順位は別としても宗教界に対する助力が日本全体の復興支援につながるのではないかと。政教分離に係り、国から特権や政治権力の行使を宗教にもたせないことが原則ならば、国難ともいえる東日本大震災による被災は、宗教界の救援に関する特別措置が適用されてもよいのではないかと。	東日本大震災においては、宗派や寺院、檀信徒等それぞれの連絡が困難であった。そのような対策を含め、今後、激甚災害発生の際に少しでも被災を軽減できるよう対策を検討したいと考えている。
金の減 へは、	震災後一定期間が経過すると、被災者の心のケアが非常に大きな問題となる。その際に犠牲者の慰霊が大きな効果があることは、過去の経験からも知られ、現地からの要望もあった。つまり残された被災者のこころの復興やケアには礼拝施設が必要不可欠であり、礼拝施設の復興は最優先であるべきではないかと。	災害を防ぐことはできないが災害の被害は減らすことができるとして、被災時のマニュアルである「減災の手引き」を昨年、全寺院に配布した。これを基に災害伝言ダイヤルの使い方の、災害発生訓練の実施を行っていく。
地本部 の取り 組みを	宗教団体・施設の復興にあたっては、情報収集に努めるとともに、被災者からの要望などをもとに必要なに応じて全日本仏教会と連携、行政への要請に努める必要がある。	災害対応マニュアルの改正や、備蓄品等を見直し教団としてその充実を図っていく。 地域の防災についても、当該市町村及び自治会等と協力関係を築きつつ、その充実にも努めなければならない。
注備で 測定器 能汚染 ンター ボラン	回答なし	今後全国各教区における災害救援物資備蓄庫の更なる整備を行い、充実化を図る。 以前より活動していたボランティア委員会を中心としたボランティア研修会を開催し、知識と技術の習得のみならず、ボランティアネットワークの構築も行っていく。既に災害対策条例を制定し、各教務所長に対し広域災害時の初動体制を確立するよう指示している。
ボラン の集 大会、 て仮設 教区か 戻追悼	東日本大震災で被災した宗教法人の建物等の復旧のための指定寄付金制度の適用のような特例処置が、多くなされるべきである。	東日本大震災で採った諸対応策をベースとし、近い将来発生する可能性がある東南海・南海大地震に対応することになると考えているが、今回の対応で生じた問題を、どのように取り扱うかは、今後の検討課題であるとともに、被災が起きたときの判断であると考え。選択肢を複数持つことにより、柔軟な対応ができると考える。すでに兵庫教区の寺院が地域行政と協定を締結している。
に、集 と考 に示さ あり、 から復	被災寺院に伺い話を聞く中で、高台移転の際に宗教法人名義の建物については、政教分離の観点から支援の対象外であるという話を聞く。しかしながら、今回の震災で家族を失った人々にとって供養という行為が心の安寧に寄与する事を考えると、仮設住宅内に礼拝施設や供養の場が必要であるという意見もあり、寺院が地域コミュニティーの場であったという事実を踏まえれば、宗教施設に対する配慮が望まれる。	従前より災害対応マニュアルを作成しているが、今回の震災を受けて新たな災害対応マニュアルの見直しを行う事が必須である。大本山總持寺では「鶴見警察署使用不能時における施設使用に関する協定」を結んだ。大規模災害時に鶴見警察署が使用不能になった場合、三松閣1階及び地下1階を鶴見警察署の代替施設として使用するということである。個別の寺院と行政の連携は構築されている。全国の寺院でも耐震工事を行う動きがある。
子力災 援を検 途に関 定。被 である	被災した宗教施設の復興に際し、それが地域共同体の核であることを鑑みて優先的に支援することは、地域文化やコミュニティーの再生に有効であり望ましいとしても、政教分離原則との関係もあって難しい面を有するかもしれない。しかし、損害を被った宗教施設(墓地等を含む)を、宗教施設であるが故に支援の対象から排除するというのは行き過ぎと言わなければならない。最低限、一般被災施設と同様の支援の対象とするべきであろう。	災害救援基金より本宗被災寺院に対する災害見舞金の給付を行い大幅に減少した基金の原資回復の為、3年間の期間を設け臨時徴収している。災害対策支部の整備強化と全国の災害対策支部間での連携強化を推進。将来懸念されている大災害に対する対策等を災害対策会議にて検討中。行政との連携も必要と認識。

# 東日本大震災教団アンケート

	設問9 活動上の困難、教訓や課題	設問10 今後の被災地の復興への取り組み
<b>天台宗</b>	発生当初、役職員を現地に派遣し、被災状況の確認と正確な情報収集に努めたが、通信網、交通網も遮断されており、十分な情報収集ができたとは言えない。災害対策本部としては、被災地に支援活動のための拠点を設け、正確な情報を迅速に収集し、連絡を密にすることの必要性を痛感し、現地との調整役として現地調査員を任命し、随時情報を共有することで適切な支援方法の策定に役立てたいと考えている。	復興祈願のための観音像開眼式、東日本大震災三回忌法要2カ所を実施予定。災害の対策などのため、昨年11月に東日本大震災災害対策本部現地職員を任命。今後の災害対策に向け本大震災復興状況と今後災害が起こった場合の対応についてトを実施済み。東日本大震災被災児童等救済支援金給付制度現在被災児童4人に対し支援実施中。陸奥教区や福島教区等児童を対象に心のケア事業を計画。
<b>高野山真言宗</b>	被災地への距離、人材不足、本部に対する協力体制の不備、制度の不備等。諮問委員会(同行二人プロジェクト)を設け、検証とそれに基づく提言を作成。制度に対する内規の作成・執行。	寺院そのものへの対応は完了とみているが、檀信徒について寺院を通じて支援を行う。一般への対応としては、コアを重点項目とし、高野山足湯隊などの活動・森林セラピーや支援者)に対して支援を継続する。現地の活動者の支援、室、カフェの開催等を継続していく。
<b>真言宗智山派</b>	災害対策本部が京都にあることから、東京にある宗務出張所に災害対策室を設置し、教区の災害対策支部との連絡を含めた情報収集活動を行った。平成24年12月には、災害復興支援委員会を設置し、被災寺院及び檀信徒の支援を検討している。	管長を中心に、全国の檀信徒と共に被災地へ心を寄せる要「写経運動」支援を継続。被災寺院への支援については復興支援委員会検討中。
<b>真言宗豊山派</b>	既存の災害対策室規則に基づき、震災直後から対策について対応をすることができた。また、災害対策引当資産を積み立てていたことにより、決して十分ではないが一時的な救援として迅速な対応ができたのではないかと感じている。今後、激甚災害について少しでも被災を軽減できるよう対策を検討したいと考えている。	東京電力福島第1原子力発電所事故により、現在もなおおそ余儀なくされている寺院、檀信徒が多い。寺院の機能すら失う今、今後の支援の方法を慎重に検討しなければならないと。直近の事業としては心のケアの一環として、その地域に院、檀信徒等を対象に「災害復興支援事業」を実施する予定
<b>浄土宗</b>	情報が錯綜したため、情報の統一が問題として浮かび上がる。教団内の各団体を、救援活動についてのネットワーク化をし、情報の集約を図る。そのために組織を改編し、災害復興事務局を設置する。	寺院への対応としては、義捐金の分配、護持料の交付、免、資金の貸付等の経済的支援。一般(檀信徒及び檀信徒外食料支援と傾聴ボランティア等。
<b>浄土真宗本願寺派</b>	平成24年度より伝道本部(宗派本部)としての重点プロジェクトを、東日本大震災の被災者を含む全被災者支援を目的とし充実・促進。若手県沿岸部には懸派寺院が存在しないため、岩手県花巻市で小学校の廃校を借りて活動していたが、宗教法人のため長期間公共施設の借用ができず苦慮。原発事故による放射線量被害による福島県の浜通り沿いに位置する寺院などの支援については、昨年2月から福島県事務所を設けて福島県に特化し対応。	被災地への具体的な支援策は、京都の緊急災害対策本部及び(東北・仙台)を主軸として、復興の現状を見ながら、各教組支援の充実を図りつつ、物心両面にわたって支援への取組みを進めていく。
<b>真宗大谷派</b>	特に福島原発の被害に対応するために、昨年2月の臨時宗会で東日本大震災復興支援資金に関する特別措置条例を、同年6月の宗会で災害対策条例を制定、災害対策を宗派の重要な活動として明確化した。原子力問題について、地震学、医学、生活の場・暮らしといった観点から基礎的な学習を行うため、「福島でいま何が起きているのか」、「被災地に生きる」等をテーマに、全宗務役員及び一般の方々を対象とした公開研修会を開催中。	2011年度から取り組んでいる下記事業の継続的実施。▼宗放射能汚染から子どもたちを一時避難させる事業▼放射能汚染の購入と貸与▼警戒区域内3カ寺の支援▼教区主催による放から子どもたちを一時避難させる事業の補助。現地復興支援を拠点とした宗派ボランティアへのさまざまなサポート、宗派のコーディネートの継続的実施。
<b>臨済宗妙心寺派</b>	宗務本所から離れた場所での活動に際し、被災教区の僧侶へ負担を減らす努力と同時に手を借りなければならないジレンマが生じた。いかなる状況下でも正確な情報を伝える手段を構築し、情報を継続的に伝達する必要があった。寺院の被災状況や檀信徒の被災状況の報告、および救済制度への書類申請において被災寺院の住職への事務負担を減らす対策が不十分だった。宗制は随時改正。基金、共済、研修等の再検討中。	被災者の方々のお話に真摯に耳を傾け、自立を見守る「傾聴ボランティア」が中心的活動。昨年2回、傾聴の専門的技術修得の中講座を被災地区で開講。同時に、餅つき大会、バーベキューコンサートを開催した。妙心寺派を中心とする超宗派の僧侶住宅を巡回して呈茶等さまざまな活動も実施。職課減免、被らの要請をうけ、随時対応している。被災地で震災物故者3供養を行う。
<b>曹洞宗</b>	新潟県中越前地震においては被災地直轄のボランティアセンターを置き、青年会、宗門関係学校、僧堂等と共働して活動していた。今回の震災ではそれぞれの寺院が避難所になるなどしたが、中核的な場所を設置することができなかった。この反省を踏まえ、今後、広域災害にも対応できるシステムの構築を考えなければならない。また、震災が起きた際にボランティアセンターを統括できる人材を育成する事も必要であるとする。	引き続き全国の寺院に呼びかけ、義援金の勧募を行うと定められている義援金を継続して分配していかねばならない。また、被災地への継続的なボランティア活動参加者に對を行う必要があると考えている。現況、行政の復興計画が明れない等の理由から復興計画を立てる事ができない寺院は多今後それらの復興計画が整えば、当該寺院は申請により曹洞興貸付金の貸付を受ける事ができる。
<b>日蓮宗</b>	災害当時、災害救援の対策や計画を策定する宗門体制が未整備で、災害に対応した体制作りや事前対策の重要性が再認識された。今後の災害時には、災害救援対策を円滑に遂行できるよう災害対策本部内に災害の専門機関として「災害対策会議」を設置した。また、全国の災害対策支部にも災害に対応した組織整備や備蓄品の確保、防災研修の実施等を指導しており、今後も更なる救援・支援体制の拡充に努めていく。	本宗の寺院・教会・結社に対する救援・支援は概ね終了。害の被害を受けている本宗寺院に対しては、今後も継続的な討していく必要あり。未だ本宗宛てに寄託している災害者としては、一般等も含めたより広い復興支援に活用させて頂く災者に対するケアについては、現在も傾聴活動などを実施が、今後も経済的・精神的な支援活動を検討中。